

官民競争入札等監理委員会
第316回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第316回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：令和6年9月4日（水）10:01～12:08

場 所：永田町合同庁舎1階・第1共用会議室

1. 開 会

2. 実施要項（案）について

○国立研究開発法人理化学研究所／和光地区宿舍管理業務

○法務省／供託システムの運用・保守業務

○環境省／環境省皇居外苑の維持管理業務

3. 事業評価（案）について

○独立行政法人国際協力機構／JICA国際協力エッセイコンテスト運営管理業務
（2022－2025年度）

○国土交通省／自動車輸送統計調査及び自動車燃料消費量調査

4. 閉 会

<出席者>

（委 員）

石田委員長、中川委員長代理、石川委員、井上委員、大見委員、岡本委員、奥委員、
小尾委員、川澤委員、近藤委員、辻委員、中島委員

（事務局）

後藤事務局長、大上参事官、平井企画官

○石田委員長

定刻となりましたので、第316回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。本日は、議事次第のとおり、2から3について御議論をいただきます。

それでは、議事次第2の実施要項（案）について御審議をいただきたいと思います。実施要項（案）については、事業主体からの説明に基づき、入札監理小委員会で審議を行いました。小委員会Aの1件、国立研究開発法人理化学研究所／和光地区宿舎管理業務について、事務局より説明をお願いします。

○大上参事官 事務局より御説明いたします。

資料1-1を御覧いただければと思います。こちらですけれども、7月16日に当時の入札監理小委員会Cにおいて御議論いただいた審議の結果報告になっております。本来ですけれども、実施要項に関する審議の結果は、御審議いただいた入札監理小委員会の主査から行っていただくところですが、委員の改選を挟んでいることから、今回は事務局から御報告させていただきたいと思います。

では、審議結果報告の1ページを御覧いただければと思います。本件の事業の概要でございます。本件は、理研の和光地区の研究室に所属する研究者及びその家族を対象とする宿舎の建物・設備等の維持管理業務でございます。事業期間は令和7年4月から4年間、市場化テスト1期目の事業でございます。

(2)番、選定経緯でございます。こちらですけれども、1者応札が継続しておりまして、競争性に課題がありますので、今年度の基本方針において市場化テストの対象に選定したものでございます。

続きまして、2ページ目を御覧いただければと思います。2ポツの市場化テストの実施に際して行った取組ということで書いてございます。こちらですけれども、入札監理小委員会の審議の前に、実施機関が自ら取り組んだ内容となります。まず過去に仕様書は取得していたものの入札しなかった事業者に対しましてヒアリングを実施しております。その結果への対応としまして、契約期間を2年から4年にしたりですとか、英語要件の緩和を行っております。英語要件は、従来、スタッフ全員に英語力についてTOEICの資格要件を課しておりましたが、資格要件を満たすスタッフを常時1名配置すればよいことといたしました。他方で、英語要件にしましては、後から御説明しますが、小委員会の指摘でさらに見直しを行っているところでございます。

また、事業内容の明確化や情報公開の充実を図るとともに、入札契約に関する内容を見直しております。例えば、これは後の事業評価の際の評価基準の1つともなりますが、新たにサービスの満足度に係るアンケートを実施することとしました。また、事業内容が多岐にわたるため、グループによる入札参加を可能としたり、入札説明会や現場説明会を開催することといたしました。

続きまして、3ページ目、入札監理小委員会における審議結果の御報告でございます。こういった実施機関が見直した上で実施要項について御審議いただいた結果ですけれども、

最初の1期目の事業ということでかなり多くの御意見をいただきました。こちらの対応状況の主なものを御紹介させていただきます。

まず、論点1でございます。先ほども御紹介しましたけれども、スタッフの英語力に関する資格要件についてです。実施機関は、特に緊急対応に際して英語での対応が不可欠とのことで、常時1名はTOEIC600点以上を有することを求めておりましたが、委員から、デジタルツールやコールセンターなどの活用も含めて緊急時に英語での対応が可能な体制とすればよいのではないかと御意見がございました。これを受けまして、TOEIC600点以上という資格要件も不要としまして、緊急時に英語対応ができる対応を確保するという要件とし、その具体的な体制につきましては民間事業者の工夫によることといたしました。

次ですが、4ページ目を御覧いただければと思います。論点7でございます。こちらですけれども、長年、宿泊料等につきましては現金による支払いのみで行ってきたため、実施要項(案)も現金を前提とした記載と読めたことから、入居者の利便性なども踏まえましてキャッシュレスを原則とすべきとの御意見が委員からございました。これを踏まえまして、実施機関では、実施要項(案)において現金を前提とする記載を改めた上で、事業者側から今回クレジット等の利用について提案があった場合は検討する旨、回答があったところでございます。そのほか、事業内容の明確化や情報開示の充実を図る趣旨での指摘があり、それぞれ対応させていただいたところでございます。

最後、5番目、入札監理小委員会の議論の後に、この実施要項に対してパブリックコメントを行いまして、その対応の結果がでございます。1者から5件の御意見が寄せられまして、契約締結日の柔軟化のほか、技術的な修正を行ったところでございます。

簡単ですけれども、御報告は以上となります。よろしく願いいたします。

○石田委員長 御説明ありがとうございました。

では、ただいま御説明いただいた内容について、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。

○岡本委員 岡本です、よろしいでしょうか。

○石田委員長 よろしく願いいたします。

○岡本委員 1点、前回までいなかったものですから、ちょっとピンと外れな気がいたしますけれども、再委託の条項がございますよね。再委託の条項の中に、主体的部分は基本的に委託しちゃいけないと書いてあるということですが、この主体的部分というのはどのような議論があったんですか。

○大上参事官 事務局よりお答えいたします。

主体的部分についての議論は正直なかったところでございますけれども、主に総括ですか肝となる部分、そういったところを再委託するということは避けるというふうに理解をした上で議論をしたところでございます。

○岡本委員 であれば、その主体的部分が何たるものかということをもう少し具体的に書

いたほうがいいのではないかというのが私の意見です。

それと、それとの関係で、グループで参加してもいいということになっていますよね。そのグループで参加する場合と委託・再委託の関係というのは、どのように区別というか議論がなされたんでしょうか。

○大上参事官 事務局よりお答えいたします。

こちら、一般的なお話となりますけれども、まず、グループでの入札というものは1者ではなくて複数の企業がもう一緒にグループとして提案、応札なりをするということでございます。再委託は、1者が例えば受けた上で、その1者が責任を持って再委託をするということございまして、グループで、入札、応札をするのか、応札した、入札した上で、別の企業に再委託をするのかという違いがございます。

○岡本委員 なるほど。分かりました。

私が申し上げたい意見は、丸投げはやっぱり禁止すべきだと思うんです。それを禁止した上で、グループというのを委託という形で明記するということがよいことだと思います。

以上です。ありがとうございました。

○石田委員長 ありがとうございます。

では、辻委員、どうぞ。

○辻委員 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

資料1-1の3ページ目の一番下、論点の5でございます。念のためのお伺いですが、この部分、パブコメでは、この論点に関しては特段、皆様から追加の質問はなかったという理解でよろしいでしょうか。

○大上参事官 事務局よりお答えいたします。

この点につきましては、特に御意見はありませんでした。

○辻委員 ありがとうございます。以上でございます。

○石田委員長 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますでしょうか。

○小尾委員 小尾ですけれども、よろしいですか。

○石田委員長 はい、お願いします。

○小尾委員 127分の8ページですが、業務の引継ぎの部分の引継ぎに係る費用の負担という部分です。エの後、(イ)のところですか。これはどちらも受注者、「引継ぎを受ける者の負担とし」と書いてあるんですけれども、通常、ここで議論している場合では、引継ぎを受ける者ではなくて引き継ぐ者が負担をすると書く場合が多いですが、ここの部分について何か御議論があったんでしょうか。

○大上参事官 事務局よりお答えいたします。

こちらにつきましては、特段、議論はなかったところでございます。

○小尾委員 そうですか。通常のとおりと少し違うような気がしますので、ここの部分、今回のものについては恐らく、今回の受注者が負担するといふふうに多分書かれているんです。そう考えると、少し理化学研究所が間に入って、理化学研究所の責任において引継ぎ

を行うような記載を設けるといことと、(イ)のほうについては、今回の受注者が引継ぎ費用の負担をするみたいな形の表記にしたほうがいいかなと思います。そこら辺は検討していただければと思います。

○大上参事官 御意見として引き取らせていただきます。

○石田委員長 では、川澤委員、どうぞ。

○川澤委員 川澤です。ありがとうございます。

1点、先ほどの実施要項の資料1-1の審議結果の論点1の部分で、多言語対応については、コールセンターなど民間事業者の創意工夫に委ねるとい形で議論があったという御説明ございました。もちろんそういう対応でも大丈夫だと考えますが、一方で、通常、宿泊者側からすると、訪問した場合に、一定程度の言語でフロントで対応がなされるような印象を持たれている可能性が高いと思いますが、そこは問題ないと実施機関側もきちんと判断したということによろしいでしょうか。

○大上参事官 事務局よりお答えします。

御指摘ありがとうございます。この点、委員会でもかなり複数の委員の方から御指摘をいただいた上で、実施機関にも検討を促した結果、本当に必要なのは緊急のときに対応ができればいいということだったので、案のとおり、今回修正した案で問題ないというか、実施機関のほうで判断して修正したところでございます。ここは、入札監理小委員会でも結構議論になったところでございました。

○川澤委員 分かりました。ありがとうございました。

今回アンケートも実施をされるということなので、そこでの対応について、言語対応が変わったことでアンケートの結果の、何か変化というんですか、評価結果が分析できるようであれば、そこは今後見直すとか、少しリンクして考えてもいいのかなというのはいりました。

あと1点、実施要項の127の10の部分で、「物価や人件費の上昇を反映させる場合には契約額を見直す場合がある」といことが今回追加になったと思うんですけれども、多分、双方協議の上で見直すということだと思いますが、一方的に理化学研究所のほうから見直すということではないという理解でよろしいのでしょうか。

○大上参事官 事務局よりお答えします。

こちら、本件だけではなくて、かなりほかの入札監理小委員会でも同様の指摘もあり、記載を追加しているところでございます。一方的にというよりも本当に大幅に、想定外のときが生じた場合は協議をするということでございます。

○川澤委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○石田委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等はございませんでしょうか。

では、事務局、どういたしましょうか。

○大上参事官 事務局でございます。

岡本委員からいただきました主体的部分のところと、小尾委員からいただきました引継ぎを受ける者、引継ぎの負担につきましては、確認の上、委員の方々に回答なり、仮に修正が必要な場合は、それも含めて御報告、御相談させていただきたいと思っておりますので、この場で議了ということではなくて結構でございます。

○石田委員長 承知しました。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定により、付議されました実施要項（案）については、今言っていた調整事項がありますので、確認の上、監理委員会として異存はないということにしたいと思っております。これで議了ということではないということですのでよろしくお願いいたします。

○石田委員長

次に、小委員会Bの2件、法務省／供託システムの運用・保守業務、環境省／環境省皇居外苑の維持管理業務について、事務局より説明をお願いします。

○平井企画官 それでは、事務局から御説明します。

法務省の供託システムの運用・保守業務の実施要項についてでございます。本件も、今回は事務局のほうから御説明します。

まず、資料2-1を御覧ください。まず、前提となる供託制度ですけれども、(1)の1つ目の丸に注意書きがありますが、金銭、有価証券等を国家機関である供託所に提出して、その財産の管理を委ね、それらの財産を供託所を通じてある者に取得させることにより、債務の弁済、裁判上の保証等の法律上の目的を達成するという制度でございます。具体的な例を挙げますと、刑事事件で起訴後の被告人が裁判所に申請をして保釈が認められた際ですとか、選挙に立候補する際等に供託所に現金、有価証券等を供託する手続を行うということになります。

2つ目の丸にございますように、本事業は、供託システムの品質を確保し、安定稼働を維持するため、運用・保守業務及び供託所職員向けのヘルプデスク業務を行うものとなります。

本事業の供託システムについては、次に、資料B-1を御覧いただければと思いますが、一番左下に赤い点線で凡例とありますように、このシステムは供託情報システムと供託オンラインシステムの2つのシステムで構成されております。赤色の一点鎖線で囲まれているものが供託情報システム、赤色の破線で囲まれているのが供託オンラインシステムでございます。

まずは、右下の黄色で囲まれました供託所の職員端末で職員が操作を行い、窓口で供託申請を受理した際、あるいは既に供託されている供託金の払渡請求を許可した際、それぞれの事務処理工程で登録を行い、手続を管理しております。この供託所は、全国311か所の法務局、地方法務局、法務支局内に不動産登記などを行う登記所とともに設けられております。

緑の矢印が平時のネットワークの流れになります。供託所で登録されたデータはデータベースサーバを通じて、一番左上の紫色のADAMSⅡと呼ばれる財務省の官庁会計事務データ通信システムに接続されます。もう一つの流れといたしましては、右上の緑色の登記・供託オンライン申請システムによる申請となります。このシステムは「登記ねっと・供託ねっと」という愛称で知られておりまして、この供託システムの外部システムとなります。インターネットのウェブブラウザ上で、各種登記とともに供託に係る申請書の作成から電子署名の付与、申請書の送信、処理状況の確認を行うものとなります。図の上のほうの真ん中にありますオンライン申請者が、この登記・供託オンライン申請システムで登録いたしますと、この供託システムのデータベースサーバを通じて、先ほどの財務省のADAMSⅡに接続されます。水色の矢印については、障害発生時の流れとなります。

資料2-1に戻っていただきまして、事業期間でございますけれども、今年の11月から令和11年3月までの4年5か月間で、市場化テストの1期目となります。

続きまして、(2)の選定の経緯でございますけれども、契約状況等の推移、資料B-2を御覧いただきますと分かるように、本件、1者応札が続いていることから競争性の確保に課題があるとして、令和5年7月に閣議決定されました基本方針において選定された事業となります。

資料2-1の2の競争性改善の取組としましては、主に実施機関である法務省が、事業者へのヒアリングを行った結果を踏まえまして、(1)から(5)の5点の取組を行っております。

まず、1点目の情報開示といたしまして、閲覧資料の追加や条件緩和、業務の概要等の明記、サービスデスクへの問合せの実績等の明記を行うとともに、入札説明会を対面からウェブ形式に変更しております。

2ページですけれども、(2)として、引継ぎ期間を1か月確保することといたしました。

(3)といたしまして、事業内容の明確化を行いまして、インシデント、キャパシティ管理、稼働監視の実施のタイミングを明記することとしております。最後の○のとおり、障害発生時にハードウェア事業者、設計開発事業者に対応を依頼することができるようにし、また、連携に支障が生じた場合には法務省が介入しまして、それぞれの役割を整理できるようにいたしました。

(4)といたしまして、技術者の能力、常駐要件、情報セキュリティ要件を緩和し、また、入札参加グループでの参加を可能といたしました。

(5)といたしまして、評価基準の見直しを行っております。

3ページを見ていただきまして、3として実施要項(案)の審議結果、本件は6月21日の小委員会Bにおいて御審議をいただき、御了解をいただいたのですが、その際に何点か論点が指摘されましたので、その論点とその対応について御説明をいたします。

まず、(1)の引継ぎ要件につきましては、ア、前任者からの引継ぎ要件、それからイとして後任者への引継ぎ要件の両方で「受託者の負担と責任において」との記載になってい

たのですが、現行事業者に有利となってしまうのではないかという御意見があり、実施機関に対応を求めました。その結果、ア、前任者からの引継ぎ要件につきましては、当該引継ぎに必要となる受託者に発生した費用は受託者が負担することと、受託者に発生した費用についてのみ負担することとし、前任者に発生した費用が含まれないよう修正をいたしました。また、同じように、イ、後任者への引継ぎ要件につきましても、当該引継ぎに必要となる受託者に発生した費用は受託者が負担することと、受託者に発生した費用についてのみ負担をすることとし、後任者に発生した費用が含まれないよう修正をいたしました。

次に、(2) 業務アプリケーションのプログラム改修業務につきましては、業務アプリケーション維持としてプログラム改修業務が含まれているけれども、具体的な改修内容が確認できない。意見招請において事業者からのこの点について意見がもしあれば、再検討すべきではないかとの御意見をいただきました。実施機関からは、令和5年度のプログラム改修業務の実施状況、これを閲覧対象とするとの回答がございまして、意見招請による事業者からの意見等があれば対応をすることとなりました。

(3) として、業務実績要件につきましては、国内300拠点以上の拠点間で利用するシステムの設計・構築・テストに従事した実績を有する者、または相当する能力を有する者を複数名設置するという要件が必要であるかという御指摘がありました。例えば半分の拠点数に緩和をしてもよいのではないかという御意見がございました。実施機関からは、全国311か所の供託所の業務継続を図る必要がある関係上、要件の緩和はなかなか困難であるとの回答がございました。

一番下の4番の意見招請対応についてでございます。本来であれば、この意見招請についても本日の委員会で御議論をしていただくべき事項ではあったのでございますけれども、本件の意見招請につきましては、8月27日に締切りとなっております。結果においては現在調整中でございます。事務局より、小委員会の先生へ意見招請の結果につきまして御報告を申し上げ、御了承をいただけましたら、手続を先に進めさせていただきたいと考えております。

本件に関する私からの説明は以上でございます。

続きまして、環境省皇居外苑の維持管理業務について御説明いたします。まず、資料C-1を御覧ください。図の皇居を取り囲んでおります水色の地域が、皇居前広場を中心とした皇居外苑地区と12の濠によりなる皇居外周地区でございまして、皇居の北側に位置する緑色の部分が北の丸地区となります。つまり、この図で水色と緑色の区域が環境省の管轄でございまして、この事業の実施区域となります。

次に、事業の概要について御説明いたします。資料3-1を御覧ください。1の事業の概要にありますように、対象事業といたしましては、委託費で実施する管理運營業務、庭

園管理、清掃、巡視・利用指導等、それから独立採算制で運営される収益業務、駐車場、飲食施設、売店、自動販売機等の2つの業務がございまして、さらに、この2つの業務全体を統括するマネジメント業務がございます。従来事業では、委託事業と収益事業は別契約でございましたけれども、市場化テストより業務全体のマネジメント業務が追加され、両事業を一体的に実施することになりました。

また、経費の区分については、資料3-2、267分の6ページを御覧いただければと思います。一番上の表を御覧ください。管理運営業務と収益業務については、それぞれの会計を区分して管理するものとした上で、委託費を収益業務に用いてはならないが、収益業務の収益を管理運営業務に用いることは妨げないものとしております。

資料3-1に戻りまして、実施期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3か年。事業の目的は、体系的組織運営の下、来苑者に対するおもてなしの精神を持ちつつ、クオリティの高い利用者サービス及び安全確保並びに信頼性のある公園管理を遂行し、苑内の景観並びに環境の保全等を図ることとなっております。

次に、(2)選定の経緯でございますけれども、平成22年より、事業者の選定方法でありますとか対象業務、市場化テストを実施することの適否につきまして検討が重ねられ、平成30年7月の公共サービス改革基本方針において選定されたものとなります。当初の予定では、令和3年から市場化テストを実施予定だったところですが、①として皇居外苑の一部がオリンピック会場となっていたことから、東京2020オリンピック・パラリンピック大会の延期に伴い1年の延期、②として新型コロナの感染症拡大による利用者への影響及び収益事業の不採算化による1年の延期、③として、②と同じですけれども、コロナの影響により、さらに2年の延期を経て、今回、令和7年4月から事業を実施することとなりました。

では、資料3-1の2ページ目、市場化テストに際して行った取組について御説明申し上げます。まず、スケジュールについてですが、入札公告開始時期を2か月間前倒しし、引継ぎ期間を2か月程度確保できるようになっております。実施期間につきましては、これまで単年度で契約していたものを3か年の複数年度契約とし、入札参加資格についても、競争参加資格を「A B又はC」としていたところ、「A B C又はD」までに緩和をしております。

次に、事業者と従事者に求める参加条件については、資料3-2の267分の14ページを御覧いただければと思います。マネジメント業務の実績要件として、収益施設を含む国営・都市公園、自然公園等でのマネジメント業務を1件以上有することとしておりますが、この国営・都市公園という文言が、市場化テスト前の仕様書では国民公園とされておりました。国民公園と申しますのは、新宿御苑、京都御苑及びこの皇居外苑を指す文言であり、対象事業者が非常に限定的となってしまうことから、国営・都市公園に変え、範囲を広く明確化いたしました。

情報開示については、資料3-2、224から230ページにおいて、業務内容や要員

数、勤務実績等の詳細を開示し、さらに収益施設の収入・利用状況の開示では、コロナによる影響が大きかった直近3か年に加え、コロナ前の3か年の状況についても開示をいたしました。また、公告期間中は各種マニュアルを閲覧可能といたしました。

その他、仕様の明確化として、評価項目の提案に求める各種団体との連携方法について、想定される連携先を追記したこと、評価基準の見直しとして、総合評価項目に、節電・脱プラスチックの環境対策等の提案項目を入れ、配点の見直しを行ったことなどの取組を行いました。

また、パブリックコメントの前に民間事業者に向けてヒアリングを実施しており、事業者からは、現状の体制、作業実績、清掃等の業務の頻度・数量の提示が必要との意見がありまして、業務報告書や日誌、頻度が分かる資料を作成して、説明会において丁寧に説明をするとの回答をしているところでございます。

次でございませうけれども、本件、7月5日に開催されました小委員会Bで御了解はいただきましたが、その際に何点か論点をいただきましたので、その論点とその対応について御説明します。

資料の3ページを御覧いただければと思います。論点1として、267分の228ページの委託業務に従事する人数について、勤務時間や従事実績など、事業者が人件費を積算できるような形で示すことはできないかという意見がございまして、実施機関に検討を求めました。その結果、従事者人数は延べ人数の実績であることを明記し、延べ人数の計算方法、年間の従事日数や勤務時間及び現状の勤務実績について注記に記載をいたしました。

また、論点2として、管理運営業務と収益業務において、事業者が負担すべきコストが何なのかを明記してほしいという意見がありましたことから、負担すべきコストの項目を整理して記載するように検討を実施機関に求めました。対応としましては、資料3-2の267分の224ページを御覧いただきますと、従来事業から経費区分が変更となる点、つまり管理運営業務においては、従来事業では駐車場料金を駐車場等整理清掃特別会計として、その中から一部区域の清掃や植生管理を実施しておりましたが、市場化テストからは、駐車場料金により運営をしていた業務が全て委託費の対象になる旨を明記し、市場化テスト事業において、事業者が負担すべきコストについて分かりやすくいたしました。収益業務においても、資料3-2の267分の229ページから230ページに開示しています維持管理費の内訳を明記し、さらに市場化テスト事業において、事業者が負担すべきコストの内訳についても明記いたしました。

続いて、最後の論点3でございませうけれども、収益業務における実施状況の開示においては、新型コロナウイルスの影響を考慮して、コロナ前3か年の期間について開示している一方、事業者と業務責任者に求める実績要件については、コロナ以前の期間を含まない令和元年度以降5年間の実績を求めていた点について、平成29年以降などコロナ前3か年の期間も含めたほうがいいのではないかと御意見がありまして、検討を求めました。実施機関の対応としましては、資料3-2、267分の14ページ、(2)業務の実績

及び業務配置者に求める要件にありますように、実績要件の期間については過去10年に遡り、平成26年以降の実績を1件以上有することといった内容に要件緩和を行いました。

論点4については、総合評価項目については、環境省として何を提案してほしいのかが分かりにくいと、出される提案も一般的なものになってしまい評価できなくなってしまうため、現状こういう課題があり、こういう提案をしてほしいというように、具体的な内容を説明会までに整理して、事業者側に伝えられるようにしておいたほうが良い、そのようにしてほしいとの意見がありまして、説明会までに検討をしたいとの回答がございました。

最後に、パブリックコメントの結果についてございますけれども、4者から8件の意見が寄せられ、表記の統一や軽微な字句等の修正を行いました。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○石田委員長 ありがとうございます。

では、ただいま説明がありました内容について御意見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。2つありますので、2つに分けさせていただいて、まずは供託システムの運用・保守業務について。

○岡本委員 岡本ですけれども、よろしいですか。

○石田委員長 はい。よろしく申し上げます。

○岡本委員 小委員会の議論では論点になっていないようではございますけれども、先ほどと同じです。再委託。こちらは、先ほどの理化学研究所と違って、全部の禁止だけですよね。主体的部分という記述がない。これは環境省の皇居のほうも同じではございますけれども、この辺りは、この委員会全体で、どういう委託を禁止するかということをもう少し統一的に書いたほうが良いのではないかと思う一方、個々の事業に違いがありますから、そう統一的に書けないという議論もあると思うので、この辺の整理はちょっとしたほうが、されたんだったら教えていただきたいし、今後どうするかというのはやったほうが良いと思います。

いろいろな日本の最近の世の中の事情を見ても、丸投げとか再々委託、再委託のいろいろな議論がありますので、やっぱりこの市場化テストに関わる場所についても、どういう委託の方針があるかということをも明記する、できれば具体的に何をやっちゃいけないということを書ければ書いたほうが良いというのが私の意見でございます。これは両方の業務について同じように思いました。

以上です。ありがとうございます。

○石田委員長 ありがとうございます。

では、供託システムの運用・保守業務について、ほかにもございますか。

辻委員、お願いします。

○辻委員 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

資料B-2を拝見すると、従前、平成27年頃から1者入札が続いていらして、落札率もかなり高い率で止まっているようでございます。そして、一応この説明会に参加なさった企業は10社弱程度あるようではございますけれども、なぜ1者入札が続いているのかなという部

分について若干関心を持っておりまして、まず1点目の御質問です。簡単な質問ですけれども、今回、委託をかける仕事というのは、この供託ですね、私も仕事で供託を時々使っていますが、例えば債権者不確知であるかどうかとか、供託ができる要件を審査する、そういう法的な若干専門的な仕事も含まれていたりするのでしょうか。

○石田委員長 事務局、お願いします。

○事務局 事務局からお答えいたします。

法的なものが含まれるかどうかなんですけれども、ヘルプデスク業務が、この委託には含まれておりまして、ヘルプデスクの答える内容につきましては、当然ながら法的な内容も含まれていると思うんですが、恐らく、ちょっとこれは確認すべきでしたら確認いたしますけれども、ヘルプデスク業務の中にマニュアルがありまして、そのマニュアルに沿って回答するという業務が含まれているという理解でおります。

○辻委員 分かりました。つまり供託を受け入れるか否かという法的な判断をするかどうかという部分で、できれば今後、明確にしていただければと思います。もしもこの部分が参入障壁になっているのであれば、若干議論したいのかなとも思いました。それが1点目でございます。

この資料をいろいろ拝見したところ、ひょっとしてこのシステムを構築なさったのが、現行の受託者だったりするのでしょうか。

○石田委員長 事務局、お願いします。

○事務局 事務局からお答えいたします。

こちらは運用・保守の関係でございまして、第5期が今回のこのシステムですが、それにつきましては現行事業者が受託しているというふうに伺ってございまして、今回、今4期システムなんですけれども、4期システムも現行事業者でありまして、同一事業者という形にはなっております。

○辻委員 システムをつくった方です。運用しているのだけではなくシステムをつくった方が今、受託なさっている方だったりするのかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○事務局 恐れ入ります。事務局からお答えいたします。

事務局で把握しているのは、今回第5期システムにつきましては、現行事業者が設計開発を受託したということで確認は取れているんですが、第1期となりますと、そこはこれから確認すべきでありましたら確認させていただきます。

○辻委員 なるほど。分かりました。

今回募集する、運営を募集なさるんですけれども、そのときに使うシステムは従前の業者がつくったシステムを使うという理解でよろしいですか。

○平井企画官 辻先生、実施省庁のほうに確認いたしまして、後ほどまた御回答というか御報告します。

○辻委員 分かりました。

この1者入札が増えている原因がひょっとして自分がつくったシステム以外のものを運

営するのはかなり困難だと思いますので、その辺りが1者入札の原因かなとも思いましたので、お伺いした次第でございます。

ありがとうございます。私からは以上でございます。

○石田委員長 ありがとうございます。

事務局、今、辻委員からもありましたように、なぜ1者入札が続いているのかということについて、現場で何か考えがあるのかどうか、併せて一緒に確認していただければと思います。ほかに要因があるのかどうかです。

ほかに供託システムについてございますか。

○中島委員 中島です。

○石田委員長 お願いします。

○中島委員 ただいまの御質問と基本的に同じところで、これがそもそも別の事業者が運用ができるのかどうか、大変に大きな関心を持って伺っていたんですけども、今回のこの例以外にシステムの運用・保守、別の形で入札をした例というのはこれまでありますか。

○平井企画官 今、手元にございませんで、その点についても確認をいたしまして、後日、お答えをいたします。

○中島委員 一番のメインは、システムが不具合になったときにどうそれを保守するか。システムを開発したところでない事業者さんが、本当にそれができるのか。それをやるために、引継ぎ期間1か月となっていますけれども、1か月でそもそも対応できるのかという点が、これを見ていて大変気になったところで、もしこれが可能というふうになれば、全国の、私の立場でいけば地方自治体ですが、あらゆるところで同じような悩みを持っていますので、そこも1つの光が見えてくるというところだと思いますので、ぜひその点、少し具体的なところを教えていただきたいと思います。

以上です。

○石田委員長 では、川澤委員、お願いします。

○川澤委員 御説明どうもありがとうございました。

今の審議結果の資料2-1の2ページの(4)の各要件の緩和の2つ目のところで、常駐要件を緩和して遠隔操作拠点での常駐を許容というふうにございます。緩和すること自体に異論はないのですが、ほかのシステムで実施要項とか拝見していますと国外は認めないとか、遠隔操作の拠点を、その辺りは国内外と、実際的にはなかなか国外ということは考えにくいんだと思うんですが、要項上それを許容してしまってもいいのかなというところは若干思ったんで、その点について何か御議論ございましたでしょうか。

○平井企画官 御質問ありがとうございます。

小委員会のほうでは、今おっしゃられたような議論はなかったかと存じます。

○川澤委員 分かりました。ありがとうございます。

実施機関側として、そこは問題ないというふうに判断されたのであればいいと思うんですが、その件について個人的には懸念をちょっと思いましたので、コメントだけさせてい

たきます。

以上です。

○石田委員長 石川委員、お願いします。

○石川委員 ありがとうございます。

先ほどの辻先生からの御質問に関連してのお願いがございます。御指摘されているとおり、説明会には10社来られています。通常であれば、なぜ手を挙げられなかったのかを業者に確認し、状況を聞かれていると思われま。この点も含めて事務局から確認していただけると大変ありがたいです。○平井企画官 事務局でございます。ありがとうございます。

今の点も含めて確認をするようにいたします。

○石田委員長 ありがとうございました。

では、一旦、供託システムについては、こちらでよろしいですか。

では、環境省の皇居外苑の維持管理業務について御意見、御質問がおありの委員はいらっしゃいますでしょうか。

○岡本委員 岡本です。よろしいでしょうか。

○石田委員長 どうぞ。

○岡本委員 資料3-1の2ページの2ポツ、市場化テストの実施に際して行った取組の事業者・従事者の資格要件のところ、国民公園を国営・都市公園に修正をするということとどのような可能性が広がってくるんですか。

○平井企画官 先生、ありがとうございます。

国民公園としますと、先ほど申しましたように新宿御苑、それから京都御苑、あとこの皇居外苑というところに限られてしまいますので、そこでまさしく事業実績があるとなると現行の事業者ということになってしまいますが、国営公園あるいは国立公園ということになりますと、範囲がさらに広がりますので、そこで同じような規模の事業をやったことがある者ということに対象が広がるという意味がございます。

○岡本委員 なるほど。ありがとうございます。

そういうことであれば、その資料の1ページの管理運営業務で（ア）から（キ）という業務が挙がっていますよね。これ、素人から見ると非常に多岐にわたる業務というふうに私は思ってしまうんですけれども、今おっしゃった国営・都市公園に変えることによって、これに対応できる民間業者というのは増えるんですか。その辺、把握されていらっしゃいますか。

○平井企画官 単純に国民公園の3つの対象から国立公園ということで広がりますので、事業は多岐にわたってはおりますけれども、実施したことがある対象事業者は広がるものと思われま。

○岡本委員 これは単純な疑問なので、単にお聞きしているだけですけれども、この業務

というのは公園の性格によって変わってくるものですかね。あるいは、皇居だからこういう業務がむしろあるので、民間事業者に広げても、そんなことをやったことがないということになるのではないかというのが疑問に思うということと、それとここもグループで参加を認めて認められるようになりましたよね。そうすることによって可能性が広がってくるという感触をお持ちですか。

○平井企画官 後段の御質問については、可能性としては広がってまいりたいと思います。

前者につきましては、国立公園と国民公園でやるべき事業が違うのかどうかということについては、今ちょっと軽々には申し上げられませんので、実施省庁のほうに確認をして、後日またお答えを差し上げたいと思います。

○岡本委員 すいません。もう1点だけ。これは再委託のほうにも関連するんですけども、やはりこれ、恐らく再委託がしやすい体系になっていると思うんです。ですから、再委託をやめて、グループにしたんだから、もっと明記するような方向に持っていくような要項の書きぶりみたいな工夫があるのではないかなというふうに、今ちょっと私にアイデアがあるわけじゃないんですけども、思うんです。これ、放っておいたら、こういうのは委託したくなりがちだと思うんです。でも、それを駄目だというわけではなくて、それをもっと引き込んでくるような要項の書き方があるのではないかなと、すいません、これは答えを用意していない中でこういう言い方は失礼ですけども、思いましたので、ちょっと意見として感想を述べさせていただきました。

ありがとうございます。

○石田委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

では、辻委員、どうぞ。

○辻委員 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

資料C-2を拝見すると、従前は同じ事業者がずっと随意契約でやっていらして、今回初めて総合評価の落札方式で競争入札なさるという前提を伺っております。このようなケースですと、恐らく従前落札していた業者さんは、実際に求められる業務の量とかクオリティーとかをよく分かっていらっしゃると思いますので、その辺り問題ないんですけども、初めて手を挙げる方は従前の業者と比べると、どのぐらいの量の仕事をどのぐらいのクオリティーで実施するのかが分からなくなる点が問題だと僕は考えておまして、その観点から資料3-1を拝見しますと、まず、事業概要1の(1)の(ウ)でございます。巡視・利用指導業務というものがございまして、実は私、時々、ちょうど皇居外苑の田安門の辺りから入って散歩をすることがあって、たまに思うことがあって、何かと申しますと、武道館でいろいろイベントがあったりすると物すごい量の数の方がいらっしゃったりします。僕がもし入札に参加しようかと思ったときに不安に思うのが、時々発生する大規模イベントがあったときの雑踏警備とかが、ひょっとしてこの業務に含まれるんだったら大変だなと、巡視・利用指導業務に含まれるんだったら大変だなと思ってしまいうんですが、この辺

りの雑踏警備とかも実施なさることはあるのでしょうか。

○事務局 事務局からお答えいたします。

警備業務というのは、実際この巡視・利用指導業務には含まれておりませんので、恐らく混雑の際は職員を増やして、道を空けるですとか、雑踏の、混み合わないような形で何か指導するということはあるかと思いますが、特に警備という業務はここには含まれておりません。

○辻委員 なるほど。分かりました。

資料C-1の地図を拝見すると、例えば、僕が目浮かぶのは、田安門を出たところに実は靖国神社側に、靖国通りを越えるところに陸橋があったりとかして、あの部分の入り口部分が責任分野に含まれるかどうかはかなり雑踏警備上、雑踏を整理する上では重大な論点かなと思っていまして、もしも可能であれば、新しく手を挙げる方がその辺り、業務量が見積もれて、安心して手を挙げられるような方向性で、雑踏を警備しなくていいんですよとかという部分を追加することを御確認いただければと思いました。それが1点目でございます。

同じ観点から、資料3-1の事業概要の(キ)、これは初めて見る単語ですけども、ゴウスイと読むんでしょうか。濠水、お堀ですね。濠水浄化施設管理業務というものがございます。たしかこれ、資料3-2、実施要項3-2の267分の168ページ以下に、この濠水浄化施設管理業務に関する詳細なマニュアルのようなものが書いてございます。私がちょっと心配になったのは、恐らく通常の公園にはこのような機器の管理をする業務というのではない気がしていて、手を挙げる方々も、こういう初めての仕事をすることで不安になるのではないのかなと危惧をいたします。

1点お伺いしたいのが、説明会とかで、現地で実際にこういう業務をやるんですよ、そしてこの業務には何人ぐらい必要で、こういう資格というか、こういう力仕事があるんですよとかというのを御説明なさって、新しく手を挙げる方々を安心させる機会というのは何か御準備なさっているんでしょうか。

○平井企画官 実施機関側から聞いているのは説明会、先ほど申し上げましたけれども、ヒアリングのときに事業者の方々から意見があった事業の体制でありますとか、頻度でありますとか、内容については説明会のところで御説明を申し上げるということは聞いてございますが、今のところは説明会で、今、先生が御指摘いただいたようなところまで含めて御説明をいただけるものと承知をしております。

○辻委員 分かりました。でしたら、この資料の実施要項、募集要項を見て、よく分からない業務があるからもう手も挙げない、説明会にも行かないとかと思う方もいらっしゃるかもしれませんので、できるだけこういう一見特殊な業務に関しては、書面上、これから手を挙げる方を安心させられるような情報の追加を御検討いただければと思います。

以上でございます。

○平井企画官 ご指摘ありがとうございます。

先生からいただいた、先ほどの田安門のところの話でありますとか、今の特殊業務の話につきましては、これから委員会で御指摘があったということを実施省庁側に伝えまして、対応をするべく伝えておきます。

○辻委員 ありがとうございます。

○石田委員長 では、奥委員、お願いします。

○奥委員 ありがとうございます。

既に御質問や御指摘ありました事業概要についてですけれども、特に管理運営業務の中には多様な業務が入っているということで、恐らく従前の事業者の方も、特に庭園管理ですとか清掃業務といったようなところは、再委託を別の事業者にされていたのではないかなと推察いたします。従前どうだったかというところ、どの部分が再委託されていたのかというようなところも、もし確認できればお願いしたいなと思います。

今回は、もう随契ではなくてプロポーザル、総合評価方式ということに移行するということですので、グループか、もしくは1者が取ったとしても、恐らく再委託ということになるかと思えますけれども、いずれにしても従前の管理運営業務の執行体制がどうだったかというところも御確認いただけるとありがたく存じます。

それから、先ほど国民公園を国定・国立、それから都市公園に修正したということで、これ、都市公園が入ってきますので、かなり対象となる事業者というのは増えてくるかなと思ひまして、そこは期待しております。

ちょっと教えていただきたいのが、ヒアリングを実施されたということなのですが、民間事業者として括弧で、この一般社団法人の会員に向けてというふうにあるのですが、この協会の会員がそもそも何者あって、何者に対してヒアリングを行って、何件の意見があったかというところを教えていただきたいというのが質問です。

よろしくお願ひいたします。

○事務局 事務局からお答えします。

こちらのヒアリングを行った相手方は一般社団法人自然環境共生技術協会会員に向けとあるんですけれども、こちらの会員が32者ございまして、そちらの会員の企業というのが、主に公園管理ですとかを一体的に受け持っている会員の方が多く在籍しているところになります。意見については、具体的に何件というのはお聞きしていなかったもので、こちらから環境省のほうに確認して御報告させていただきます。

○奥委員 よろしくお願ひいたします。

○石田委員長 ほかにございますか。

辻委員、お願いします。

○辻委員 辻でございます。

先ほど私が申し上げた雑踏警備に関する、ちょっと参考になりそうな部分がございます。資料3-2の267分の98です。第9条以下に繁忙日に対応した運営体制の補強というのがございまして、次のページに表があって、そこに1つ、一番大きそうなイベント

として、天皇皇后陛下がいらっしゃる新年の一般参賀がございました。これらに関して、第9条を拝見すると、「適切に人員配置を行うこと」と書いてあるんですけども、一般参賀であれだけたくさんの方がいらっしゃるときに、適切な人員配置がどのようなものか、恐らく従前の業者以外の方は分からないかと思います。それから、267分の99に書かれている皇室関係の行事以外の、先ほど僕が申し上げた武道館での有名なアーティストが来るイベントとかに関しても、果たしてどのような人員配置をすれば適切と評価されるのかが分かりません。恐らく皇室関連のイベントであれば警察等がやってくれるのではないのかなと期待もするんですけども、それ以外に今回の公園の受託者がどの程度のクオリティを求められているのかがちょっとよく分からないんですが、ひょっとしてどこかに既に何か記載がもしあるのであれば、今もし分かれば教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○事務局 すいません。事務局ですけども、今の質問は、ここにあります主な行催事以外のイベントにおけるということですか。

○辻委員 両方でございます。皇室関連でも、武道館の一般のアーティストの方、いずれでも。とにかく現場が混雑した場合に、「適切に人員配置を行うこと」と条文上書かれていますけれども、この点、もうちょっと具体化されているのがもしあればと思ったのですが。

○事務局 恐らく、この実施要項の中にはないかもしれませんので。

○辻委員 なるほど。

○事務局 適切に、どのような形でというのは。

○辻委員 でしたら、その辺り、具体化するなり何なりのことを御検討いただかないと、従前の業者以外は手を挙げにくくなるのかなと懸念いたしましたので、お願いいたします。

○事務局 では、実施機関のほうと確認しまして御報告させていただきます。

○辻委員 ありがとうございます。

○石田委員長 ほかにはよろしいですか。

それでは、2件について様々な御意見、御質問等がありました。

岡本委員からの再委託、主体的な部分、丸投げを防ぐようにするにはどのような書きぶりにしたらいいのかというのは全体に関わってくることで、時間がかかるかもしれないということで、事務局、検討していただくということでよろしいですか。

○大上参事官 事務局でございます。

今すぐ全体というのは難しいので、本件についてどうするかを確認させていただくということで、今回は御容赦いただければと思います。

○石田委員長 分かりました。

ゆくゆくは全体も見ていくという前提の下に、今回はこの2つについて、どのような書きぶりに修正するのかもしれないのかも含めて御検討いただければと思います。

○岡本委員 委員長、今の件でよろしいですか。

○石田委員長 どうぞ。

○岡本委員 今回、この3件でというのは構わないんですけども、3件で書きぶりが違った場合、なぜ違うのかという説明ができることは用意しておいたほうがいいと思います。

○大上参事官 それぞれについて整理をして、皆様にお返すようにします。ちょっと全体はなかなか難しいので、すみません。

○岡本委員 全体は結構ですけども、現状、理研だけは主体的な部分が入っているわけですね。

○大上参事官 ほかは分からないというところですね。書き分ける場合は、どうしてなのかというところを含めて、3件についてお答えするようにいたします。

すみません。委員長、お願いします。

○石田委員長 そのほか、辻委員から供託システムのほうについては、なぜ1者入札が続いているのかについては御確認いただくということで。それから、川澤委員の常駐、遠隔のときに国外でもいいのかどうかというのが、必要なかどうかについても御確認いただきたいということです。それから、今度は皇居のほうについては、辻委員から、イベント等、特に大変な人出のときにどうするんだという。人員配置を適切に行うといってもどの程度か分からないということなので、それを明らかにしてもらおうということと、要項案にある記載のものは公式行事のみですので、公式行事以外のときにもあるよというのを書くのか書かないのか、その辺についても実際に、必要か否か、修正有無ということをお確認いただきたいということと、奥委員から、これは多分、再委託がやはり多いと思うので、過去に再委託をしていたのであれば、その内訳が分かるようにということも、内容を明らかにしたほうがいいだろうということですので、書けるかどうかということも確認していただきたいと思います。

今申し上げたことのほかに、私のほうで、何か漏れはありますか。大丈夫ですか。

では、その辺について、供託システム、それから皇居のほう、今回議了ということではなくて、確認すべき事項、修正すべき事項について検討いただいて、その後については、また先生方に御照会してということによろしいですか。その後は私に一任ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○石田委員長 ありがとうございます。

それでは、議事次第3の事業評価(案)について御審議をいただきたいと思います。まず、小委員会Aの2件、独立行政法人国際協力機構/JICA国際協力エッセイコンテスト運営管理業務(2022~2025年度)、それから国土交通省自動車輸送統計調査及び自動車燃料消費量調査について、事務局より説明をお願いいたします。

なお、国土交通省の自動車輸送統計調査及び自動車燃料消費量調査は、旧の小委員会Cにおいて審議しています。

では、お願いいたします。

○大上参事官 では、事務局より2件まとめて御報告させていただきます。

まず、資料4、JICA国際協力エッセイコンテストについて御説明いたします。初めての評価案の御説明ですので、資料の構成ですけれども、最初に総務省クレジットの評価案、中ほどに、右上に別添と振ってある国際協力機構さん名義の、こちらは実施状況報告になります。こちらの別添を参考にして評価案を総務省のほうで作成して御審議いただいたというものでございます。

では、評価案について御説明させていただきます。こちらですけれども、6月4日と7月16日の2度にわたりまして、当時の小委員会において御審議いただいております。こちらのJICAのエッセイコンテストにつきましては、終了プロセスへ移行をすることが適当という評価案で御了解いただいているところでございます。

まず、評価案の1ページ目で事業の概要でございます。こちら、全国及び海外の中高生を対象に国際協力をテーマとしたエッセイコンテストの事務局業務、募集、審査業務、受賞者の表彰式や受賞者を対象とした海外研修の実施を行うものでございます。

こちらですが、今回、複数応札であったこと、また、これから御説明するとおりサービスの質の確保、実質経費面での効果がいずれも認められておりますので、市場化テストの終了基準を満たすということから、2ページ目のとおり、冒頭のとおり今期をもって終了プロセスに移行することが適当との評価案で御了解いただいているところでございます。

なお、本件の評価案につきましては、入札監理小委員会の一部委員の意見を尊重しまして、今、御覧いただいている2ページ目のII、評価のところの概要に「なお書き」ということで入れることと、後ほどこれも御説明しますが、評価案の8ページ目、(6)番に入札監理小委員会における一部委員会の意見というものを付記しております。こちらは、ちょっと最初の審議からで申し訳ないんですけれども、法制定以来初めてのことでして前例が正直ないものでございます。このことから、本委員会を審議した前の体制における小委員会Aの古笛主査から、入札監理小委員会の権限を越えるため、記載することについては監理委員会で御検討いただきたいとのコメントをいただいております。この点につきまして、皆様から御意見を賜れば幸いと存じております。

では、評価案に戻りまして、2ページ目です。実施機関から提出されました、先ほど御紹介した別添の実施状況報告に基づきまして、市場化テストの終了基準への適否を評価しております。まず、(2)確保されるべき質のところでございます。こちら、達成状況ですけれども、実施要項において設定されている項目についてそれぞれ評価をしております。中の欄の(1)番、表彰式に関するアンケートの結果につきましては未達成の項目がございますが、ほか、3ページから4ページ目に記載している質の確保、満たすべき質に関しては、全て達成しているところでございます。

こちらの未達成だったアンケート結果につきましては、目標は5段階評価のうち上位2段階の割合が90%という目標を立てておりましたけれども、令和4年度が88.7%、令和5年度が83.7%でございました。実施機関の説明によりますと、令和4年度は、表彰式を座談会形式に変更したことに伴いまして、段取りに関する指摘があったこと、令和5

年度は、表彰式に新たに導入したオンライン配信における不手際があったことなどと分析しております。こちら、いずれも受託事業者の工夫によって新たに行った取組でして、参加者からは前向きな評価も聞かれております。また、上位3段階までの評価につきましてはいずれも90%以上となっていることから、目標はおおむね、目標値は数値の上では達成はできておりませんが、今後改善が期待できるのかなと考えているところでございます。

また、4ページ目を御覧いただきまして、下半分、民間事業者からの改善提案としまして、ウェブ応募を計画よりも前倒しをして導入したこと、応募者の裾野を広げるための広報としまして、教育系新聞への広報を行ったこと、また、今ほど触れましたけれども、受賞者と審査員などの交流を図るために表彰式を座談会形式にして、受賞者から好評を得たことなど、業務の質の向上に貢献する取組は見られたと言えると思います。

これらのことから、公共サービスの質はおおむね確保されたものと評価できると考えております。

次に、5ページを御覧ください。(3)番、実施経費についてでございます。本件、冒頭に御紹介したように2回、審議をいただいておりますけれども、こちら、経費の分析につきまして、最初の小委員会のほうでかなり課題を指摘されましたため、2回目で御了解いただいたものでございます。結果としまして、今、御覧いただいている案で御了解いただいております。

まず、経費の比較につきましては、コロナ禍の影響が少なかった市場化テスト導入直前の令和元年度と、評価対象期間における実施経費のうち、比較可能な項目を比較することで評価することと小委員会でも整理をいたしました。その上で、表1の区分、左の区分のところの(1)から(4)番につきましては、受託事業者に判断の余地がない、要は、委託側の判断で行う、業務量が上下したりですとか、コロナ禍といった他律的な要因で経費に影響したもの、そういったものでございますので、受託事業者に判断の余地がないということから控除して分析することとして整理して、小委員会のほうでも御了解いただいております。

このことを踏まえまして、実施経費を整理したものが6ページ目になります。表2でございまして、実施経費内訳です。こちらでございまして、額面では、直接経費は約33%の増となっておりますが、先ほど御説明しましたとおり、評価に当たり控除することが適当と整理し、考えた項目を控除して比較しますと、4.9%の増と整理できました。同様に人件費、増減がなくて、管理費は削減されているところでございます。直接経費についてですけれども、昨今の物価高の上昇、具体的には消費者物価指数が5.6%上昇しているということ踏まえまして、この4.9%の増というところは一定の効果、市場化テストの取組の効果があったものと考えられるところでございます。また、人件費についても、東京都における同種の事業の賃金上昇率が6.2%であったことを踏まえまして、変わらなかったの市場化テストの取組が一定の効果があったものと考えているところでございます。

これらのことから、実施経費につきましても市場化テストの取組の一定の効果があった

ものと評価できると考えているところでございます。

7ページでございますけれども、評価のまとめとしまして、冒頭申しましたとおり、競争性の改善が認められて、公共サービスの質、実施経費につきましても良好な実施経過が認められること、また、民間委託事業者への業務改善指示ですとか法令違反行為もなかったことをこちらのまとめのほうで書いてございます。

「よって」というところで8ページ目に行ってくださいまして、あと、(7)の今後の方針としましては、市場化テスト終了プロセス運用方針に関する指針のいわゆる終了1、良好な結果が得られたものとして、今回の現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適当という評価案としまして、小委への御了解を得ているところでございます。この結論につきましては、小委員会でも異論がなかったところでございます。

他方で、先ほど冒頭で申しました入札監理小委員会では、実施機関から、エッセイコンテストへの応募者数がずっと減少傾向でございまして増加の見込みが低いこと、また、生成AIの登場によりましてエッセイの不適切な作成が発生する可能性があり、これを見抜くことが難しいとの説明が実施機関のほうからございました。このことから、一部の委員から、法律の3条、基本理念に、競争の導入による公共サービスの改革は、国の実施機関は、自ら実施する公共サービス全般について不断の見直しを行うことと規定されていることを踏まえまして、エッセイコンテストの実施についても廃止を含めた抜本的な見直しを行うことが望ましいのではないかという意見がございまして、また、このことを評価書にも記載してほしいという意見が委員のほうからございました。

なお、特に本件のように市場化テストを終了する事業の評価書に、委員会において委員から出された事業の在り方などに関する意見を記載してほしいとの意見は、今回だけではなくて、前の期の6月17日の本委員会において石田委員からも御発言が実はあったところでございます。実施機関からの説明ですとか一部委員からの問題意識は委員会の場、この公開の場においてやり取りされていたんですけれども、今申したように評価書に一部委員の意見を記載すること、また、この記載する意見の内容につきましては、公開の会議の場ではなくて事後の非公開の打合せの場における御発言だったんです。なので、その場においては、委員の皆様から、評価書に一部委員の意見として何らかに記載することにつきましては了承をいただいた上で、具体の記載内容につきましては、事後に小委の委員の方々と調整の上、主査一任とされたところでございます。

こちら、一部委員の意見、8ページ目の(6)番でございましてけれども、一部委員からの意見としているのは、入札監理小委員会全体の総意ではないということに記載しているところでございます。反対意見としましては、募集者が減少傾向にあるとはいえ、まだ相当数の応募者数がある中で、事業の廃止は主張しませんという意見ですとか、あくまでも一部委員の意見であって、小委Aの意見として記載することには同意できないといった旨の意見が複数委員からあったところでございます。

このことを踏まえまして、今、御覧いただいている案のとおり、一部委員からの意見と

しまして、(6)の内容を記載する案として、当時の小委員会の主査である古笛主査から御了解をいただいているところでございます。

「ただし」ということで、また、これも繰り返してございますけれども、古笛主査からは、この記載することそのものについては、入札監理小委員会の権限を越えるため、記載することについては監理委員会で御検討いただきたいとのコメントをいただいているところでございます。

なお、こちらの8ページ目の(6)につきまして、記載することについて事務局の考えを御参考までに申し述べたいと思います。事業評価は総務大臣が行うとされています。こちらは法の7条の8項に記載しておりますため、評価書の作成主体は総務省となります。事務局としましては、この委員会及び総務大臣は、各実施機関が行う事業の可否ですとか、事業に係る実施機関における政策判断などに対しては、何らか判断する権限などは持ち合わせておりません。これらにつきましては、あくまでも実施機関について検討・判断されるものということで、こちらは法の4条に規定されています。このことを前提に、一部委員からの意見を尊重しまして、委員会における意見の記載及びこれを踏まえた検討を実施機関に促すということは可能と考えておりますため、お示ししている評価案として今回御審議いただいているところでございます。

長くなりましたけれども、最後、結論としまして(7)番、今後の方針としまして、先ほど申した評価の結論としております。「また」として、一番最後の2行です。実施機関において一部委員からの意見を尊重し、抜本的な見直しを含めた検討が行われることを期待するという旨を一部委員の意見を尊重して記載させていただいたところでございます。

とても長くなってしまいましたけれども、JICAのエッセイコンテストにつきまして、評価案についての御説明は以上となります。

引き続きになりますけれども、次、資料5を御覧いただければと思います。こちら、7月17日に当時の小委員会Cにおきまして御審議いただきました自動車輸送統計調査、自動車燃料消費量調査の評価案でございます。こちらも終了プロセスへの移行が適当であるという評価案で、当時の小委員会Cからは御了解いただいているところでございます。

1ページ目、事業の概要でございますけれども、こちら、統計法に基づく基幹統計調査として、国内で輸送活動を行う自動車を対象に輸送量や走行量を把握する自動車輸送統計調査と、統計法に基づく一般統計調査として、国内の自動車を対象に燃料消費量や走行量などを把握する自動車燃料消費量調査に関する業務のうち、調査票の配布、受付、催促、データ化の作業を委託する事業となっております。市場化テスト1期目の事業でございます。

こちらの実施の結果ですけれども、複数応札であったことや、これから御説明するサービスの質の確保、また、実施経費面からの効果、いずれも認められましたので、2ページ目の冒頭のとおり、今期をもって終了プロセスに移行することが適当との評価案としております。

まず、こちらですけれども、実施機関から提出された別添の実施報告に基づいて評価をしております。まず、確保されるべき質ということで2ページ目から書いてございます。こちらですけれども、実施要項において設定される項目についてそれぞれ評価をしております。下のほうにある(3)基準日における目標回収率、こちら以外のものは全て達成している状況でございます。3ページにかけて、るる書いてございます。達成できなかった(3)につきまして、実施機関からの説明としてですけれども、こちらの資料の中ほどになって大変恐縮ではございますが、別添の国交省からの実施状況報告がございます。こちらの別添の、例えばですが、下のほうにページ振っておりますが、3ページ、4ページの図表のように、市場化テスト実施前から回収率は低下傾向にございまして、今回の事業ですとか実施機関、実施事業者が原因で回収率が低下したものではないとの説明がございました。また、回収率の低下の要因としましては、道路運送業界の業務量が増加している一方で人手不足の状況が継続しており、このことにより、業務多忙な状況が回答率低下の要因と考えられると実施機関では分析しております。こちら、未回答の事業者に対するアンケートを実施機関で行っておりますけれども、未回答の理由に、やはり業務多忙を挙げた事業者が最も多かったということも説明がございました。

また、実施機関からは、評価書2ページの(3)に戻っていただきますけれども、目標回収率は達成できなかったものの、統計の精度、質は確保されているという説明もあったところでございます。これらの実施機関の説明につきまして、入札監理小委員会では特段疑義はなくて、実施事業者に問題があったり、さらに競争性を高めることで解決できる問題ではないかという意見がございました。また、目標回収率の関係では、実施機関から、受注事業者が確保すべき事業の質とは別に、統計調査の設計の問題として、別の場での検討が必要であるとの考えが実施機関から示されたところでございます。この点に関しまして、統計調査の専門委員からも、目標回収率を単に直近の数字を踏まえて下げるというのではなくて、この調査が確保すべき統計の精度、統計調査として確保すべき質など、統計制度設計の全体について考える時期が来ているのではないかといったコメントがあったところでございます。

るる申し上げてもございましたけれども、まとめますと、サービスの質につきましては、今申しました(3)番の目標回収率以外につきましては目標が達成されていること、また、未達成だった(3)につきましても、約半分の調査票につきましては、目標が未達成でしたが統計の精度は確保されていることから、質につきましてはおおむね確保できているものと評価できると考えております。

次に、4ページ目を御覧いただければと思います。こちらは実施経費についての分析でございます。市場化テスト直前の契約が半年間だったことを踏まえまして、経費の比較は半年間での比較と1年間での比較、双方を検討してございます。こちら4ページ目のおり、半年間で比較した場合は経費が額面上でも削減されております。他方で、年間における比較では4.8%増加していますが、こちらの業務に近い産業分類における賃金増加率、

5.75%よりは抑えられているということが言えると思います。こちらは実施機関からも、複数年契約によるスケールメリットによる効果と考えているという説明がありました。

これらのことから、実施経費につきましても市場化テストによる取組の一定の効果があったものと考えております。

こちらでまとめとしまして5ページ目です。評価のまとめとしまして、本事業につきましては、市場化テスト終了プロセスの指針のいわゆる終了1の基準を満たしていますので、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適当という評価案にしまして、小委Cでも了解を得られているところでございます。

長くなりましたけれども、事務局からの説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○石田委員長 御説明ありがとうございました。

それでは、審議に移りますが、まずはJICAのエッセイコンテストと、それから自動車輸送統計調査について2つに分けて、さらに、JICAのエッセイコンテストについては、今回初めて評価案の概要のところ、一部委員からの意見が付記されているということで、まず、それについて、こちらの委員会で可否について検討して、その後、ほかのJICAのエッセイコンテストについて審議をしたいと思います。

大上参事官から説明がありましたが、この一部委員からの意見が、なぜこういう形で載ったのかについて、追加の説明を私のほうからさせてください。大上参事官からも説明がありましたが、6月17日開催の官民競争入札等監理委員会、この本委員会の公共サービス改革基本方針案の審議の中で、私が意見したものがありますので、恐縮ですが、議事録をそのまま読ませていただきますので、どうしてここに至ったのかというのを御理解いただければと思います。

「市場化テスト対象事業について審議をしている中で、そもそも事業の目的を果たすために、今のやり方がベストなのかとか、もっと抜本的な見直しが必要なのではないかと疑問に思うものが年に数件ありました。しかし、そのことを意見として反映することができず、非常に残念に思っておりました。そのため、監理委員会が長時間費やした検討・議論の中で得た知見や疑義等を関係各省と情報共有や連携を行うことが必要なのではないかと強く感じています。例えば評価結果で「市場化テストを終了する」という文言の後に、「ただし、これこれの理由で、本事業については抜本的な見直しが必要であるとの意見が委員からあったことを付記する」等、追記することを検討していただきたい。今回この基本方針にも掲げている公共サービスに関する不断の見直しに沿う運用だと思います。せっかく長い時間をかけて審議して、「これはちょっとおかしい」と思っても、そのことを伝えることができずに市場化テストを終了することを非常に悲しく思っています。ぜひ御検討いただきたいということで発言させていただきました。」

ということで、これを受けて、大上参事官から、「運用面の御意見ということで賜りました。検討させていただきたいと思います。」という発言があり、その後、小委員会Aで実際

に付記をすることが審議の対象になったということです。

長くなりましたが、この「終了プロセスに移行することが適当である」の後の文言です。それと、今回のこちらの（6）入札監理小委員会における一部委員からの意見をここに載せるかどうかについて御意見をいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

奥委員、どうぞ。

○奥委員 ありがとうございます。

一部委員からの意見の扱いについてですけれども、今、委員長からも御説明があったような経緯も踏まえまして、載せるということについてはよろしいのではないかと思います。その載せ方ですが、7ページの評価のまとめの次、8ページの（6）、こちらは、一部委員から以下の意見があったということで、第2段落目がその意見であると。説明は、これは意見というよりは、JICAの側からの説明ですよ。それを受けた上で、最後の文章が委員の方の意見だと思んですが、いずれにしても、一部委員からの意見がどの部分なのかというのをもう少ししっかりと分かるようにしていただかないと、JICAからの説明があって、それを受けて一部委員から以下のような意見があったということで、もう少し文書を整理していただく必要があるかなと思います。

それと、ただ、それに対して先ほどの事務局からの御説明ですと、応募者が減少傾向にあるけれども、でも相当程度の応募者がまだいて、やっていく意義はあるんじゃないかという御意見もあったということです。やはりその委員の方の意見を載せるのであれば、両論併記をすべきだと私は思います。この意見だけが大勢を占めていたわけではない。一部委員と言っていますから、大勢を占めていたわけではないというのはこれでも分かるかもしれませんが、それ以外の意見もあったということは書くべきだと思います。

それから、上に戻りまして、2ページの評価のところ、1、概要ですけれども、「なお書き」は、これは、この書き方ですと総務省が期待しているというふうに読めてしまいますので、一部委員からこのようなことを期待するという意見があったというふうに書かないと、期待しているのが誰なのかという、この文章では総務省になっちゃうのではないかと思います。そこもちょっと修文が必要かなと思いました。

ここにも両論併記をするかどうかですけれども、概要の部分にも。いずれにしても、一部委員からは、こういう抜本的な見直しを期待する意見、意義はあるので継続するべきではないかという意見、こういった意見があったということ、その事実だけをここで書くということにさせていただいたほうがいいかなと思いました。

以上です。

○石田委員長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいですか。

○中島委員 中島です。

○石田委員長 中島委員、お願いします。

○中島委員

今のこの書き方をそのまま採択をするとすると、(6)で廃止を含めた抜本的な見直しとか、一部委員とか、そういうようなことを前提にして、今後の方針のところも結局は廃止を含めた抜本的な見直しをこの委員会としては求めていると取られてしまうおそれがあると思います。例えば、これだけの人数の応募がある中で、全体的にずっと減っているトレンドがあるのであれば、どうやってこれを増やしていくのかという検討もあり得るわけですし、生成AIによる不正な応募というものをどうやったら防ぐのかという検討もあつてしかるべきだと思いますので、廃止という前提にならないような、両論併記なら両論併記ということで、在り方自体をもっと見直しをしていくということがはっきりと分かるような結論を出していただいたほうがよいのではないかと思います。

以上です。

○石田委員長 ありがとうございます。

では、川澤委員、お願いします。

○川澤委員 説明ありがとうございます。

中島委員がおっしゃっていたことに私も賛成でして、この廃止というところの意味をもう少し具体的に記載したほうがいいのではないかなと思います。在り方の見直しということなのか、そもそもこのエッセイということについて、こういった取組を公的機関がすることについての廃止ということまで委員の一部から意見があったのか。そこは、読み手としては、その廃止の背景と考え方がやはり分からないというのがありますので、そこは丁寧に説明をすべきではないかと思います。

それが1つ目ですけれども、2つ目が、8ページの国際協力機構からの説明のところ、これは国際協力機構が本当にこういう説明をしていたのであれば大変問題ではないかなと個人的には思っています。見抜くことが難しいと実施機関側が言ってしまったら、ある意味これまで表彰してこられた方たちに対しても大変失礼な話であると思いますし、そこは、そうならないようないろいろなツールがある中で取り組んでいくということが本来の姿だと思いますので、本当にこういう書きぶりを実際公的文書の中に残してしまっているのかというのは、いま一度確認をしていただきたいなということも思いますし、本当にこういうスタンスで事業を実施しているのであれば、そこは廃止ということも含めて、このエッセイということではなくて、そういうスタンスで事業をするならば、やはり意味がないのではないかなという書きぶりにしてもいいのではないかなという気がいたしました。

3つ目ですけれども、総務省の評価案の中で、この委員会としての意見をこういう形で取り扱うという表現で、位置づけていいんだろうかということなんです、例えば評価書の後に入札監理委員会のクレジットで、こういう意見を申し添えますという形にしてもいいのではないかなという気もいたします。そこは事務局と委員長の御判断なのかもしれませんが、コメントです。

以上です。

○岡本委員 岡本です。

○石田委員長 お願いいたします。

○岡本委員 今の川澤委員の御意見にかぶせる形ですけれども、まず、川澤さんがおっしゃった2つ目の国際協力機構がというところは、私は全くそのとおりだと思います。もし仮に国際協力機構がこういうスタンスで事業をやっていたとするならば、もうこれは廃止ですよ、明らかに。だから、それは確認をされたほうがよろしいかなど。ここは国際協力機構のためにも、どういうふうに事業を捉えていらっしゃるかということ考えたほうが良いということをお伝えしたほうが良いと思う。もしこういう説明をされたのであれば、これはもう明らかに廃止をしないと、お金の無駄遣いだというふうになってしまうような気がしますので、そこは書きぶりを注意したほうが良いと私も思います。

それから、事実を事実として両論併記をするというのは、それは私は大賛成ですので、どこまでが事実としては述べられたのか、どこからがそれを踏まえた意見なのかということ、もう少し分かりやすく書いたほうが良いのかなと思いました。

それで私、全くこの事前の議論に参加していないのですが、ここで正直な意見を申し上げたいと思います。これは事業としては廃止だなと思いました、正直。そのときに、なぜ小委員会が、一部とはいえ、廃止を含めた事業の見直しという意見がありながら、ちょっと言葉悪いですが、(7)の委員会決定、Ⅱの1の(1)で基準を満たしている、良好だと言っているかのように、捉えられてしまうこと自体もまた問題だと思います。となってくると、やっぱり市場化テストで終了プロセスの運用に関する指針の終了基準の書きぶりにおいて、ちょっと言葉はあれですが、卒業資格と退学認定みたいなものが一緒になっているというようなところがよくないと思います。卒業というのは、事業良好でしたね、だから卒業いたしまししょうと。他方で、そもそも市場化テストの土俵に乗らないような事業じゃないですかということが評価をしていく中で出てきたので、これは市場化テストの土俵から退場していただきましようというようなところが、今ごっちゃになって終了基準の中に書いてあると思います。ですので、将来的な話としては、そこはもう少し基準の見直しという方向に持っていったほうが良いのではないかなと正直思います。というのは、終了基準の(1)は、これは良好な卒業基準ですが、(2)のほうは、明らかに市場化テストの範囲の外に出ていますねというようなところなので、言葉はあれですが、退学だ、退場のような話だと思うんです。ですから、そこは同じ意味の終了ではないというようなことをもう少し明確にしていく必要が出てきているのではないかなと、これは将来的な話かもしれませんが、思いました。

それから、最後に、この評価書の書きぶりですが、先ほど申しましたように事実としての両論併記、それを踏まえての意見ということ、そして、この委員会ないしは総務省としてはどうするかというような整理のし直しが必要ではないかというふうに感じました。

以上です。

○石田委員長 ありがとうございます。

JICAが本当に、8ページの(6)のように言っているかどうかについては、本来事務局から説明があるかと思いますが、小委員会Aで私も、実際にJICAの方と意見交換した中で、ちょっと先にお話しさせていただくと、何度も、「もう応募者数は増えないのか」、「どうして減っているのか」ということと、それから、「生成AIが出ても見抜くことが難しいよね」という話をずっとして、JICAも、いや、そうなんですよ、だから内部でも、今、抜本的に在り方を考えなきゃなって言っているんですという御説明がありました。

ということで、先ほど岡本委員がおっしゃるように、今まで官民競争入札等監理委員会では、競争性が確保され、経費が削減されさらに、確保すべきサービスの質が担保されていけば、卒業ということで、「いや、これはおかしいんじゃないかな」と思っても、卒業するものがありました。なので、今回初めてこういう形で意見の付記ということがあったんですが、年に数件しかなく、それも初めてなので、まずは、小委員会Aでどの程度まで、審議、まとめ、小委員会Aとして了とするのか、一部委員としての意見で出すのかというところまで詰めずに、さらに、事後打合せでの話で、どういう書きぶりにするかも決まらずに終わってしまったということです。今回は初のケースなので、いろいろと御意見いただければと思います。

ほかに御意見等ございますでしょうか。

○岡本委員 よろしいでしょうか。

○石田委員長 どうぞ。

○岡本委員 委員長、御説明ありがとうございます。思いましたのは、JICAの話ですけれども、JICAの方が委員長との話合いの中でこうなんですよね、ああなんですよねと言われたことを、恐らく彼らは正式な文書ではそういうのは書いてこないと思うので、それをどう表現するかというのは、やっぱりちゃんとした文章に残す場合と、そういう事前打合せのような場合、事後打合せの場合で出てくるのでは違いますので、そこは書きぶりを注意したほうがいいのか。公的機関側に立つと、何でこんなことになっているんだよと恐らく問題になるような話しぶりじゃないかと、推察というか心配しますので、事務局、お手数ですけれども、そこはやっぱり整理をされたほうがよろしいかなと思います。

それから、今回が初めてだというのは分かりました。ですので、ただ、今回が初めて土俵に乗せたんですけども、今まで何回も水面下でそういう話があったというふうに受け止めたので、やっぱりこの指針のところというのが、実際のところ、少々無理が来ているのではないかなというのは私は感じます。

以上です。

○石田委員長 ありがとうございます。

○大上参事官 委員長、一旦事務局から、今までいただいた意見について幾つかお答えで

きるところとか御説明をしたほうがいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○石田委員長 1つだけ、ちょっとよろしいですか。

JICAの意見については、公開の場でのJICAの発言です。どうしても増加が見込めないのかについても詳しくJICAが説明しているのは公開の文章、議事録に記載されていると思います。

では、事務局、説明をお願いします。

○大上参事官 ありがとうございます。

いろいろ御意見を賜りありがとうございます。今までいただいた意見で、奥委員からいただいた意見から、お答えできるかなと思うところから御説明をさせていただきます。こちらが言い切るという形ではなくて。こちら、岡本委員からもいただいたところで、(6)番の書きぶり、どこまでが実施機関からの説明で、どこからが意見なのかが分かりにくいといった記載ぶり、こちらは検討させていただきたいと思っております。「説明があった」までが実施機関からの説明ですけれども、文章が一体になっているので、そこは修文ということで。

両論につきましては、前の委員の方がもう退任されていてというのもありますので、ちょっとそこは御相談させていただきたいと思いますが、実際にメールにおいて御意見いただいておりますので、そこはいただいた意見になるのかなと思っております。

奥委員からも御指摘あったところ、確かにこちら、総務省の評価書ということで、これ、書き方が難しいということで今まで避けてきたということも正直ありますが、事実、今の評価書の案について説明させていただくと、2ページ目のII、評価の1、概要のところの「なお書き」、こちらは「期待する」、これ、主語は総務省が期待するというように書いております。

同様に8ページ目の(7)今後の方針、こちら期待するのは総務省が期待するというように書いてあります。一部委員からの意見も、こちら、一部は1人ではなかったもので、一部の委員からの意見を尊重して、そういった見直しについて行われることを、実施機関において見直されることを期待するというように書いてあります。細かい話ですけれども、「抜本的な見直しを含めた検討を行われることを期待する」と8ページ目に書いておまして、まさに先ほど岡本委員からも御指摘ありましたが、廃止という言葉は使っておりません。というのは、冒頭、別途、こちらの指針など、委員会の権限について御紹介したときに御説明しましたが、この委員会は政策判断ですとか事業の要否、昔の仕分のように判断する、何かを言う機関ではございません。あくまでも事業を実施していることを前提に、この実施要項についてどうなのかということをお審議いただくというのが法律上の所管でございます。それは、委員の方々、思うことはあるかもしれませんが、法律上はそういうふうになってございますので、総務省としても廃止という言葉は使わずに、見直しにつきましては、かなり議論が盛り上がりおりましたので、期待を込めてということで記載しました。これは総務省が主語ということで、奥委員からの御指摘はそういうことで

ございます。

次、廃止について、中島委員ですとか岡本委員から、また川澤委員からも御指摘ございました（6）番の書きぶり、こちらは廃止を含めてということは、一部委員の意見として書いているということで、そのまま御意見を書いたものでございます。本来は、委員会で廃止をするべきとかいう意見、権限は持ち合わせていないというのが法律を所管する当事務局の認識でございます。

他方で、業務の在り方について見直すべきではないかといった議論は当然ありましたので、その書き方というのは工夫の余地があるというのはそのとおりにかなと思います。事業に対するスタンスが、ここだと、岡本先生からも厳しい指摘がありました。このままだと廃止ではないかという御意見、廃止云々は委員会で言う権限はございませんが、この状況を踏まえても、JICAのほうでは事業を何か実施するという意向でもありましたので、何らかそういうスタンスなのではないかというふうに推察はしますが、そういったスタンスも含めての書き方の工夫というのは必要なのかなというのは聞いていて思いました。

実際に、先ほど石田委員長からもございましたが、議事録は公開されております。なので、やり取りは公開されていて、実施機関からこういった説明があったことは事実でございますが、この事実を踏まえてこの事業をどうしていくのかといった議論までは及んでいないところ、要は継続するというを前提に話をしていたところでございますので、そこは検討の余地があるのかなというのは個人的に思ったところでございます。

最後に、岡本委員から終了プロセスの基準について言及がございました。こちらは平成26年にできた市場化テスト終了プロセス運用に関する指針というもので委員会で決定しているものでございます。御存じの先生には重複で恐縮ですし、委員会も長くなって恐縮ですけれども、こちら2つ、3つ区分が実はございます。今申し上げたように、終了プロセス、良好な結果が得られたので卒業する、いや、良好な結果というのは事業の要否ではなくて、今申し上げているもの、市場化テストの目的であるところである、まず公共サービスの質の確保、向上、これがきちんとできているのかですとか、平成18年当時は経費を効率的に使うということが結構命題になっておりましたので、こちらがちゃんとできているのか。あと、ずっと1者のところ、こちらに入札、ほかの他社もちゃんと入れるように取組むべきというところが制度趣旨でございましたので、こちらがちゃんとされているのか。こちらがちゃんとされているのであれば、まず、市場化テストの枠組みからは一旦離れてもらって、実施機関でやっていただきましょうというのがこちらの指針の趣旨でございます。こちらが良好というのはそういうことでございます。事業の要否ですとか、時代に合っている、合っていないとか、そういったところは、この委員会の権限から外れますので、そういったところは評価案のところには書いてないところでございます。また、卒業要件にもなっておりません。

その上で、いわゆる退学という言い方をされておりましたけれども、この市場化テストではなかなか改善、今言ったものが見込めないというもの、こちらは、例えばですけれど

も、直近の事業ですと、こちら公開になっている場ですので御紹介しますと、例えばスーパーコンピューターの富岳を扱う施設の管理業務というのがございました。こちらは一見普通の施設の管理業務ではないかということで、当初は市場化テストの対象としたところでございますが、やっぱりいろいろ、実施機関とのやり取りを重ねたりですとか、大手のそういった施設を扱えるような業者さんにもヒアリングしたところ、やはり富岳を扱うところの特殊性ですとか、あとかなり要員が、人員とか体制がかなり確保が難しいということで、やっぱり市場性がなかなか難しい。要は、こういった市場化テストの取組では競争性の改善ですとか、そういうところが見込みにくいということで、こちらは（２）のやむを得ない事情ということで市場化テストの対象から外したという事例が直近ではございました。このように、市場化テストの目的があって、その目的に沿った形で一応事業が行われていれば、良好という形、言葉にはなっていますけれども、一旦終了、市場化テストの枠組みから外して自分たちでやってねというのが終了１、終了２は、もう市場化テストの取組ではなかなかいろいろなものの改善は難しいということで、ちょっと退学していただくというのが２でございます。そのほかに、予算の関係で事業が終了するものも市場化テストを終了するというので、こちらは法律上難しいというか、実質的に事業がなくなるので、市場化テストからは外れるという仕組みになっております。

この仕組みはもう本当ずっとやっていることですので、書き方の問題であればそうだけれども、制度の在り方ですとか、この委員会の所管そのものというところで、結構長い年月で当時の委員会で検討して決めた指針でございますので、この点について、この瞬間云々というところは、なかなか事務局でも難しいことではございますが、一応事実関係としてはそういうものでございます。

ですので、今回事業の方法ですとか、そもそも委員意見のところにも書いてありますけれども、応募数が減って、生成AIの登場で状況が変わっていて、もうそもそも廃止も含めて抜本的に見直すべきじゃないかということは、卒業する、しないの話では正直ないところでして、委員からの議論の結果、こういった意見もあるので、こういったのを踏まえて、今後実施する場合は検討してねということは申し添えるということで今回の評価書の作りにしているところでございます。

他方で、総務省クレジット、これは川澤委員から御指摘あったと思うんですけども、こちらの評価書、要は卒業要件そのものの評価ではございませんで、委員会規定の委員からの御知見に基づく御意見ということで、別のものとして、委員会クレジットでお載せするということが一案あるのかなというのは正直思っているところでございます。今回、（６）ということで委員会の意見ということで載せておりますけれども、そもそも総務省クレジットで、これをよしとするような構成になっているという見方があるということ、今、委員の先生の方から御意見聞いて感じたところでございますので、ここは整理が必要かなと思ったところでございます。

事務局からの説明は以上となります。

○石田委員長 ありがとうございます。

それでは、「終了プロセスに移行することが適当である」、評価、概要ですね、これだけで終わってしまうので、いや、追記はしてもいいよということで一応理解としてはよろしいでしょうか。その書きぶりについては、両論にするのか、あるいは誰が主語なのか分からない、総務省なのか、JICAなのか、一部委員なのか分からないということですので、修正が必要ということで、それについては検討いただいて、委員の皆様にも御意見を伺いながら、どうしましょう、継続にしますか。それとも最後は、皆さんにも意見を諮って、委員長一任でよろしいでしょうか。どちらがよろしいですか、事務局、もう1回しますか。

○大上参事官 まず、ポイントは2つあって、今回御議論いただきたいのは、まず、終了プロセス、いわゆる今の終了基準にすること自体への結論というものは、この場でいただきたいんですけども、書き方については、今申しましたように、この評価書の今の案、(6)番を修正すれば済む話なのか、意見が委員からもございましたけれども、あくまでも総務省は、この終了プロセス、要はその指針に関する評価だけをするんであって、それ以外、事業の要否ですとか、そういったものは委員会クレジットとして出すものという、その形式もちょっと議論の余地があるのかなと思うので、そういったものは委員の方々の意見も踏まえつつ、最後は委員長一任にするにしても、実質的には皆さんの御意見を賜りながら調整させていただきたいなと思っておるところでございます。

○石田委員長 大見委員、お願いします。

○大見委員 ちょっと初歩的な質問になってしまうかもしれないんですけども、この官民競争入札の委員会が協議すべき事項としては、基本的には、競争性を保つというか、ほかの業者も、いろいろな業者が集まって、その事業を誰がやるか決められるようなものにしようねみたいところがコンセプトとしてあるのかなと理解しているんですが、おっしゃるとおり、今回のJICAのエッセイコンテストの運用の仕方に問題があるというのは、恐らくそうなんだろうなというのは今の議論を聞いて理解はしたんですが、そのときに、JICAの事業をやめたほうがいいのか、そういうところまで、この委員会で、そもそも議論の対象としていいのかというのは疑問があったので、そこだけ質問というか、意見というか、残しておいていただきたいなと思ったので、コメントです。

○大上参事官 事務局でございます。ありがとうございます。

私も繰り返し言ってきましたが、ここの委員会の所管の権限、法律に列記されていますけれども、事業の廃止ですとか、要否とか、そういったものを判断したりとか、そういったものは所管外ではございます。他方で、いろいろな御知見、背景、バックグラウンドを持っている先生方にせつかく御議論をいただいているということで、委員会の委員の参考の意見ということで表明するというにはあるのかなと事務局では思っております。そのために議事録も全て公開しておりますので、そういったことです。それを議事録だけでは

なくて、特にこういうふうを終了要件を満たして、あとは1回実施機関で、市場化テストの枠組みではなくて実施機関で自らやっていたきたいといった場合に、委員会として何か残せないかといったところで、今回は評価書に書くという強い御意見もあったので、尊重した形で諮ったのがこういったことでございます。

ですので、大見委員がおっしゃったように委員会の権限、要は総務省が評価する範囲というものと委員の方々の高い御知見に基づく御意見、これは別で扱うべきという御指摘を先ほどいただいておりますので、それはごもつともかなというのもあるので、この評価書の在り方、委員会としての意見の表明の仕方、こちらにつきましては検討させていただきたいというのが私の今の時点の考えでございます。

お答えになっていきますでしょうか。

○大見委員 ありがとうございます。

○石田委員長 では、この終了プロセスに移行することが適当であるという結論について御異論のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○岡本委員 岡本です。よろしいですか。

○石田委員長 どうぞ。

○岡本委員 今、委員長がおっしゃっている、それはどこにどういうふうを書くという御提案でしょうか。

○石田委員長 先ほどから事務局の説明がありますように……。

○岡本委員 今2ページのⅡ、評価、1の概要、「終了プロセスに移行することが適当である」と書いてありますよね。

○石田委員長 はい。

○岡本委員 これを残して、次の2行はどうなるという御提案ですか。

○石田委員長 そこは今ちょっと置いておいて、まず、先ほど事務局のほうから、まずは、結論を今日決めてほしいと。一部意見についての書きぶりについては、どうもまだ時間の余裕があるようなので、これについては、今後少し時間をかけてもう一度審議することもできそうということなので、まず今日は、「終了プロセスに移行することが適当である」という結論を確定したいということなので、それをお諮りしているということです。

○岡本委員 分かりました。それでは、それに関して質問ですけれども、そういうメッセージが出た場合にはどうなるかということなんですが、実施機関側に球が投げ返されて、実施機関側で、どう受け止めてどのようになっていくのが通常なんですか。

○大上参事官 事務局でございます。

一応、今の御質問の趣旨の確認ですけれども、メッセージというのは、「終了プロセスに移行することが適当である」ということのメッセージでしょうか。それとも「なお書き」以下のメッセージでしょうか。

○岡本委員 いえ、その前のほうのほうです。

○大上参事官 前のほうですよ。そうしますと、次の事業期間は市場化テストを行わな

いということになります。

○岡本委員 その背景にある考え方というのは、市場化テストを終了いたしました、そのときの基準がⅡの1の(1)のほう、良好な実績に該当するから終了いたしましたと受け止めるんですね。

○大上参事官 はい、基準を満たしていますので。

○岡本委員 その満たしているという受け止め方が、大上さんが何回も説明されていらっしゃるように、市場化、この委員会は、この事務局あるいは総務省は、その事業に対して適否等々は判断していませんが、現状の市場化テストの基準、形式的といったら言い方があれですけれども、形式的な基準を満たしているので、市場化テストのところは満たしましたと。だけど、実施している事業内容については責任を持って、実施機関ないしは所管官庁側で判断しているのでしょうか。

○大上参事官 しているのでしょうかというのは評価を踏まえてということでしょうかね。

○岡本委員 言葉がここからあれですけれども、無事に市場化テストも終えたと。あとは自分たちのほうで委員会組織をつくり、評価していけばいいんだと。だから今までのような厳しいことはなくなるかもしれないと受け止めないのでしょうかということです。分かりやすく言ってしまえば。

○大上参事官 ありがとうございます。事業レビューと一緒にです。公開の場でこういった指摘があって、それを公開性の場で伝わって、実施機関にも伝わっています、メッセージで。あとは、今回、評価書、書き方はともかくとして、総務省としても、そういった意見を踏まえて見直しをしてほしいということをごちらとしてもお伝えをして、あとはもう実施機関でやっていただく。それは今まで20年間ずっとそういうふうにしてきたので、実施機関もそういうものと。

○岡本委員 私の希望としては、実施機関側、あるいは役所側でやるときに、市場化テストの基準は満たしたけれども、おっしゃったようないろいろな質であるとか、要否であるかということについては、今まで以上に役所側で、あるいは実施機関側で責任を持ってやっていかなきゃいけないというふうに受け止めるということをご担保していただけるのであれば、今、委員長がおっしゃっているように、終了プロセスというのは、それは賛成です。でも、そこが、あまりにも不確かな部分があるとか、市場化テストが終わった後、その事業がどうなったかを見ていったときに、むしろ悪くなっている事例が過去にあったんだとすると、そこはやっぱりはてながついてくるんだと思うんです。そこは、大上さんが何回も説明されていらっしゃるように、事務局、役所側の権限が越える、越えないの議論があるから難しいんですというのはよく分かりますが、じゃあ何のために、今までこういう事業を評価してきたんだという意見はやっぱりあるんだと思うんです。それは少なくとも参加した委員であったり、公開されている議事録を素直に読んでいる人に、その部分に疑問を持たせるようなことがあってはいけないという気持ちが私にはあるので、そこは何か、ちょっとうまく言えませんが、担保していただきたいと思います。そうでないと、今

日、結論が欲しいんですとおっしゃっている、評価書に書いてもいいですね、賛成ですねというところまではなかなか進めない。正直言って。

○石田委員長 石田です。ちょっとよろしいでしょうか。

多分、事務局が、今日、終了プロセスに移行するという結論が欲しいというのは、これを言ってあげないと、実施機関は、市場化テストにまた乗って、入札の実施要項を市場化、この官民競争入札等監理委員会に上げないといけないので、それは早めに教えてあげないと実施機関が困りますよと。今、岡本委員が言われたように、いや、市場化テストの終了の要件には満たしているけれども、このままでいいとは一応思っていない人が多いので、それについては付記するという事で、結論だけは先に言わないと実施機関が入札の準備があるので、評価案についてはちょっと時間をかけて、一部意見の付記についてはもう少しこの本委員会でもんではいかがかというふうに思ったのが私の理解ですけれども、どうでしょうか。

○大上参事官 おっしゃるとおりです。

○岡本委員 では、それで結構です。ありがとうございました。

○石田委員長 では、一応早く伝えないと先方に、市場化テストが終わるのか終わらないのか分からないと、入札の準備等、あるいはその事業の在り方の見直しも向こうができないので、一応結論は先に、この終了プロセスということでもいいということによろしいですかね。

ありがとうございます。

相手方に、でも、いろいろな意見があって、これは抜本的に見直すことが必要だと委員も申し、総務省も期待するという意見の書きぶりについては、どうですか、事務局。もう1回委員会で対面で開くんですか。それとも書面にするんですか。それとも意見照会した後に、最後いろいろな意見を伺って、委員長一任ですか。それをどういう方向にしたほうがいいのでしょうか。

○大上参事官 次の本委員会が10月に予定されております。10月半ばです。そこまでかかるようであれば、タイミング的にはかけられるかなと思うんですけれども、それを待たずに委員の皆様にもメールなどで調整を随時させていただきますので、それで調整がつくのであれば調整できればなど。ちょっとこの場では、評価書の書きぶりについては、引き続き調整ということに閉じていただければと存じますが、いかがでございましょうか。

○石田委員長 承知しました。

結論について、終了プロセスの意向は、もう実施機関には今日の本委員会後に、口頭なのか文書なのか分かりませんが、伝えるということでもいいですね。

○大上参事官 はい、そうです。

○石田委員長 分かりました。

では、一部意見、総務省の希望については、どういう書きぶりにするかについては、もう少しお時間いただいて検討するという事でよろしくお願ひします。

では、すみません。時間が長くなりました。次の案件、自動車輸送統計調査及び自動車燃料消費量調査について御異論あるいは御意見のおありになる方、お願いいたします。

では、御異論ないということで、こちらは終了プロセスに移行ということで決めたいと思います。

最後に、先ほどちょっと私も漏らしてしまったんですが、法務省の供託システムの運用・保守業務について、パブリックコメント、意見招請で出された意見の対応について、事務局から小委員会Bに報告し、了承となりましたら、本件の議了については委員長一任ということにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○石田委員長 ありがとうございました。

では、以上をもちまして、本日予定をしておりました議題は全て終了いたしました。これで本日の監理委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

— 了 —